

**改正**

令和5年3月27日告示第19号

令和6年3月29日告示第37号

愛南町男女共同参画学習会支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この告示は、町民の男女共同参画に対する理解を深めるための学習機会を充実させることにより、男女共同参画社会の形成の促進を図るため、団体又は事業所（以下「団体等」という。）が実施する男女共同参画に関する集会、研修等（以下「学習会等」という。）に対し、愛南町男女共同参画学習会支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、愛南町補助金等交付規則（平成17年度愛南町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

**第2条** 補助の対象となる事業は、町内で開催する学習会等とする。ただし、当該学習会等の開催に町の他の補助金等を受けているときは、補助の対象としない。

2 補助の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 講師への謝礼
- (2) 交通費
- (3) 消耗品費
- (4) 会場使用料

(補助金の額)

**第3条** 補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、対象経費に1,000円未満の端数が生ずるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象者)

**第4条** 補助の対象となる団体等は、次に掲げる全ての要件に該当するものとする。

- (1) 町内に在住する者（町内の事業所に勤務する者を含む。）で構成されていること。
- (2) 10人以上で構成されていること。
- (3) 全ての構成員が町税等を滞納していない者（事業所にあつては、事業所に係る町税等の滞納がない者）であること。

2 前項の規定にかかわらず、既に補助金の交付を受けている団体等は、原則として当該年度の補助の対象としない。

(補助金の交付申請及び申請期間)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする団体等（以下「申請者」という。）は、愛南町男女共同参画学習会支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる関係書類を添付し、学習会等の開催の1月前までに町長に提出しなければならない。

- (1) 学習会等の経費及びその内訳が確認できる見積書
- (2) 町税等の滞納がない旨の申出書（様式第2号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定等)

**第6条** 町長は、前項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、愛南町男女共同参画学習会支援事業費補助金（交付・変更・却下）決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）により、その結果を申請者に通知するものとする。

(報告書の提出)

**第7条** 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、学習会等の開催後2週間以内に、愛南町男女共同参画学習会支援事業費補助金実施報告書（様式第4号。以下「報告書」という。）に次に掲げる関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 愛南町男女共同参画学習会支援事業費補助金請求書（様式第5号）
- (2) 学習会等の経費及びその内訳が確認できる証憑（ひょう）書類
- (3) 学習会等で使用した資料又は学習会等の活動写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付)

**第8条** 町長は、報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金を交付決定者に交付するものとする。

2 報告書の審査により交付決定額に変更が生ずるときは、決定通知書によりその旨を交付決定者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

**第9条** 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付が適当でないとするとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、愛南町男女共同参画学習会支援事業費補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

**第10条** 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、愛南町男女共同参画学習会支援事業費補助金全部（一部）返還請求書（様式第7号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

**附 則**

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**（令和5年3月27日告示第19号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

**附 則**（令和6年3月29日告示第37号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)  
 様式第1号(第5条関係)

愛南町男女共同参画学習会支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

愛南町長 様

申請者 住所  
 名称  
 代表者氏名 印  
 担当者氏名  
 連絡先

愛南町男女共同参画学習会支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 学習会等の名称	
2 学習会等の概要	
3 開催日時	年 月 日( ) 時 分～ 時 分
4 参加予定人数	人
5 会場名	
6 会場所在地	
7 会場電話番号	
8 学習会等に要する経費	円
9 申請金額 ※1,000円未満切捨て	円
10 添付書類	(1) 学習会等の経費及びその内訳が確認できる見積書 (2) 町税等の滞納がない旨の申出書(様式第2号) (3) その他町長が必要と認める書類 ( )

様式第2号(第5条関係)  
様式第2号(第5条関係)

町税等の滞納がない旨の申出書

年 月 日

愛南町長 様

申請者 住所  
氏名

印

愛南町男女共同参画学習会支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり愛南町に対し町税等の滞納がない旨を申出します。なお、担当部署において納税等の状況を調査することに同意します。

-----以下愛南町記入欄-----

担当部署名	費目	担当部署記入欄	確認印
税務課	町民税	有 無	
	固定資産税	有 無	
	国民健康保険税	有 無	
	介護保険料	有 無	
	後期高齢者医療保険料	有 無	
	軽自動車税	有 無	
保健福祉課	保育料	有 無	
環境衛生課	下水道料	有 無	
	町営浄化槽使用料	有 無	
水道課	水道料	有 無	
学校教育課	給食費	有 無	

事業所用

町税等の滞納がない旨の申出書

年 月 日

愛南町長 様

申請者 住所  
 名称  
 代表者名 印

愛南町男女共同参画学習会支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり愛南町に対し町税等の滞納がない旨を申出します。なお、担当部署において納税等の状況を調査することに同意します。

-----以下愛南町記入欄-----

担当部署名	費目	担当部署記入欄	確認印
税務課	法人税	有 無	
	固定資産税	有 無	
	軽自動車税	有 無	
環境衛生課	下水道料	有 無	
	町営浄化槽使用料	有 無	
水道課	水道料	有 無	

様式第3号(第6条、第8条関係)  
様式第3号(第6条、第8条関係)

愛南町男女共同参画学習会支援事業費補助金(交付・変更・却下)決定通知書

第 年 月 日 号

様

愛南町長



年 月 日付けで申請又は報告のあった愛南町男女共同参画学習会支援事業費補助金について、次のとおり決定したので、愛南町男女共同参画学習会支援事業費補助金交付要綱第6条又は第8条第2項の規定により通知します。

1 交付(変更)決定金額	円
2 交付の条件及び指示	(1) この補助金は、この補助事業の目的以外に使用してはなりません。 (2) この補助事業については、町長が調査し、又は監査委員が監査することがあります。 (3) 愛南町男女共同参画学習会支援事業費補助金交付要綱第9条第1項各号のいずれかに該当するときは、この決定の全部又は一部を取り消すことがあります。 (4) 上記(3)により取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還していただきます。

(却下の場合)  
却下の理由

様式第4号(第7条関係)  
様式第4号(第7条関係)

愛南町男女共同参画学習会支援事業費補助金実施報告書

年 月 日

愛南町長 様

報告者 住所  
名称  
代表者氏名 印  
担当者氏名  
連絡先

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった愛南町男女共同参画学習会支援事業費補助金について、愛南町男女共同参画学習会支援事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 学習会等の名称	
2 開催日時	年 月 日 ( ) 時 分～ 時 分
3 学習会等の内容等	
4 参加人数	人
5 会場名	
6 実施状況等	
7 学習会等に要した経費	円
8 申請金額 ※1,000円未満切捨て	円
9 添付書類	(1) 愛南町男女共同参画学習会支援事業費補助金請求書 (様式第5号) (2) 学習会等の経費及びその内訳が確認できる証憑 <sup>ひょう</sup> 書類 (3) 学習会等で使用した資料又は学習会等の活動写真 (4) その他町長が必要と認める書類 ( )



様式第5号(第7条関係)  
様式第5号(第7条関係)

愛南町男女共同参画学習会支援事業費補助金請求書

年 月 日

愛南町長 様

申請者 住所  
名称  
代表者氏名 印  
担当者氏名  
連絡先

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった愛南町男女共同参画学習会支援事業費補助金について、愛南町男女共同参画学習会支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先

振込先金融機関	銀行 農協		支店 支所
預金種別	普通 当座	口座番号	(フリガナ) 口座名義人

(注意事項)

口座が確認できるもの(預金通帳等)の写しを添付してください。

様式第6号(第9条関係)  
様式第6号(第9条関係)

愛南町男女共同参画学習会支援事業費補助金交付決定取消通知書

第 年 月 日 号

様

愛南町長

印

年 月 日付け 第 号で交付決定した愛南町男女共同参画学習会支援事業費補助金については、次の理由により交付決定の(全部)を(一部)を取り消したので、愛南町男女共同参画学習会支援事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

交付決定額			円
取消後の交付決定額			円
取消しの内容	<input type="checkbox"/> 交付決定額の全部 <input type="checkbox"/> 交付決定額の一部		
	一部取消額の内訳		円
			円
			円
理由			

様式第7号(第10条関係)  
様式第7号(第10条関係)

愛南町男女共同参画学習会支援事業費補助金全部(一部)返還請求書

第 年 月 日 号

様

愛南町長

印

年 月 日付け 第 号で交付決定の全部又は一部の取消しを通知した愛南町男女共同参画学習会支援事業費補助金について、愛南町男女共同参画学習会支援事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり補助金の全部(一部)の返還を請求します。

返還請求金額	円
交付額	円
交付取消額	円
補助金交付年月日	年 月 日
返還の期限	年 月 日まで